和泉市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業
公募型プロポーザル実施要領

1　趣旨

本事業は、和泉市役所庁舎本館１階・２階フロア及び和泉シティプラザ出張所の各窓口におけるスムーズな誘導及び混雑緩和、待ち時間の快適化等の窓口サービスの向上を目的として、広告付き窓口番号案内表示システムを設置するものである。この要領は、本事業に係る公募型プロポーザル方式の事業者選考に関して、必要な事項を定めるものとする。

2　事業の概要

（１）事業名

和泉市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業

（２）事業内容

別紙「和泉市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業仕様書」のとおり

（３）事業期間

令和９年４月１日から令和 19 年３月 31 日まで（予定）

※運用開始日及び設置日は、仕様書のとおり

3　提案限度額

事業者は、民間企業等から広告主を募集し、モニターに広告を掲載することで得られる収入により、システム及びモニター（以下「機器等」という。）の設置、維持管理及び撤去等の経費を賄うものとし、和泉市は一切の費用を負担しないものとする。

※設置には自らの機器等を設置するための配線工事等を含む。

※行政財産使用料については、「14　使用許可等申請の手続」及び仕様書「８　費用負担」を参照

4　参加資格要件

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）参加申込書（様式１－１）の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から指名停止を受けている者又は和泉市長から業務等に関し、指名停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者でないこと。

（３）事業者、事業者の役員又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号及び和泉市暴力団排除条例（平成 24 年和泉市条例第１号）第２条に規定する暴力団をいう。）、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（６）法人税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

（７）平成 28 年４月１日から参加申込日までに、国又は地方公共団体において本事業と同様の機器を納品した実績が３件以上あること。

５　参加申込について

（１）参加申込書類等

①　参加申込書（様式１－１）

②　参加条件確認書（様式１－２）

③　事業者概要及び業務実績等調書（様式１－３）

平成 28 年４月１日から参加申込日までに、国又は地方公共団体において本事業と同様の機器を納品した実績を３件以上記入すること。なお、実績が３件を超える場合には、規模や設置台数が多い順に記入すること。別紙にまとめる場合は、様式１－３に「別紙参照」の旨記載のうえ併せて提出すること。

④直近過去１年間の納税証明書（法人税「国税その３の３」）（※本市の登録業者でない場合のみ)

（２）参加申込方法

持参又は郵送（ただし、提出期限までに必着とする。）により提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前９時から午後５時までとする。

（３）参加申込期限

令和８年 11 月４日（水）から令和８年 11 月 13 日（金）午後５時まで

（４）参加申込先

「16　問合せ先」のとおり

（５）参加資格の審査及び結果の通知

参加申込をした事業者の参加資格を審査し、各事業者に対して各々の審査結果を令和８年 11 月 16 日（月）に参加資格審査結果通知書を参加申込書に記載されたメールアドレスに対してメールにより通知する。この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

6　企画提案に関する質疑回答

（１）提出方法

メールで「16　問合せ先」に記載されたメールアドレスに（２）受付期限までに提出することとし、それ以外による質問には応じないものとする。(2_質問書参照)

なお、メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。

また、メールの件名は「和泉市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業公募型プロポーザルに関する質問」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（メールアドレス、電話窓口番号等）を明記すること。

（２）受付期限

令和８年 11 月 20 日（金）正午まで

（３）質疑回答

質問に対する回答は、令和８年 11 月 26 日（木）午後５時までに参加申込をした全ての事業者に対して参加申込書に記載されたメールアドレスに対してメールで回答する。

7　企画提案書の内容及び作成方法

（１）内容

①　窓口番号案内表示システムの概要

機種、性能等を記載すること。

②　システムの保守及び維持管理体制

システムの保守の内容や緊急時の対応、連絡体制等

③　システムに関する職員への研修体制

研修の日程や内容、講師等

④　デザイン性や広告の掲載方法

市民が目にするモニターの見やすさ、表示する広告のイメージ等

⑤　広告の募集方法等

募集方法や市内業者の優先度、広告料金や枠数の設定。広告掲載基準に基づく審査体制（仕様書に記載があるもの以外で規制される広告があれば、その内容と規制理由等を記載すること。）

⑥　追加提案できる機器等

今後の業務増加を踏まえ、仕様書に規定する機器等について、追加設置が可能な台数（様式４－２参照）

⑦　提案による使用料

「14　使用許可等申請の手続」①のとおり、事業者の提案による広告モニターの使用料。また、広告モニターの消費電力もあわせて記載する。（様式４－２参照）

⑧　収支計画

参考例（様式４－３参照）に基づき作成すること。

（２）作製方法

Ａ４サイズの任意の様式で作成すること。Ａ３サイズの用紙を使用する場合、折り畳みＡ４サイズに収めること。また、提案書は、50 ページ以内で作成し、フラットファイルに綴じて９部（正本１部、副本８部）提出すること。

なお、正本１部については、表紙及び背表紙に事業名・事業者名の記載等を行い、副本８部については、事業者が特定できないように加工すること。

８　企画提案書の提出

（１）提出部数

９部（正本１部、副本８部）

（２）添付するもの

①　企画提案書鑑（様式４－１）

②　追加提案（機器等及び使用料）（様式４－２）

③　収支計画書（参考例：様式４－３）

（３）提出方法

持参又は郵送（ただし、提出期限までに必着とする。）により提出すること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前９時から午後５時までとする。

（４）提出期限

令和８年 12 月９日（水）午後５時まで

（５）提出先

「16　問合せ先」のとおり

9　審査方法

（1）選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し、適正に事業者を選定するため、和泉市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した事業者を選定する。

（2）審査

①　審査は、提出書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。なお、日時等の詳細については、別途通知するが、令和８年 12 月 22 日（火）に和泉市役所で実施を予定している。

②　出席者は３人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者１人及び主担当者１人は、必ず出席すること。

③　実施時間は、提案する各事業者につき、プレゼンテーション 25 分以内、質疑応答 25 分程度とする。

④　審査は、企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。

⑤　審査は、非公開とする。

（3）審査基準

提出された企画提案書は、次の項目の①から⑤までについては選定委員会委員がそれぞれ評価を行い、⑥については提案金額の区分に応じて評価を行う。

評価項目	評価の着目点	配点
①システム・機器等の質	機器の性能及び使いやすさ	125
②保守・維持管理体制	保守の内容・体制、緊急時の対応、研修体制	125
③デザイン性	市民が目にするモニター等の見やすさ等	75
④広告の募集方法等	募集方法及び市内業者の優先度、広告料金、枠数の設定、広告掲載基準に基づく審査体制	75
⑤追加提案できる機器等	仕様書に示す基本台数に加え、追加可能な機器等	75
⑥提案による使用料	事業者の提案による行政財産目的外使用料	25
合　　計		500

（４）評価及び審査結果の通知

評価は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、選定委員会委員の個々の評価点と提案による使用料の評価点の合計で決定し、一番評価の高い事業者を優先交渉権者とし、和泉市との間で協定締結の条件等に関する協議を行う。二番目に評価の高い事業者は次点交渉権者とする。

なお、得点の合計が６割を超えない場合は不採用とする。

また、審査結果は、企画提案をした全ての事業者に対して、文書により通知する。

（５）審査結果の公表

審査結果については、「和泉市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、協定の相手方を決定した後、本市ホームページで公表するものとする。

なお、公表の内容は、次のとおりとする。

① 優先交渉権者の名称及び評価点
② 全申込事業者の名称（申込順）
③ 全提案事業者の名称（申込順）
④ 全提案事業者の評価点（得点順　内容は①に同じ）
⑤ 全提案事業者の採点項目ごとの各委員の点数（得点順）
⑥ 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）
⑦ 選定委員会委員の所属、氏名

＊選定結果に関する情報は本市ホームページによって広く公開することから、不採用となった事業者の社会的地位及び競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、③と④、③と⑤との対応関係を明らかにしないこととする。

＊応募が２者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②、③及び⑥を公表し、④、⑤は公表しないこととする。

10　日程

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表	令和８年 11 月４日（水）
参加申込書の受付開始	令和８年 11 月４日（水）
参加申込書の締切	令和８年 11 月 13 日（金）午後５時まで
参加資格審査結果の通知	令和８年 11 月 16 日（月）
企画提案書の質疑受付	令和８年 11 月 20 日（金）正午まで
企画提案書の質疑回答	令和８年 11 月 26 日（木）午後５時まで
企画提案書の提出	令和８年 12 月９日（水）午後５時まで
選定委員会の開催	令和８年 12 月 22 日（火）（予定）
審査結果の通知	令和８年 12 月 25 日（金）（予定）
協定締結	令和９年１月中旬（予定）

11　事業者との協議・協定締結

優先交渉権者と和泉市との間で協定締結の条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、協定を締結する。なお、協議に係る議事録は、協議時に期限を決めたうえで優先交渉権者が作成のうえ和泉市が確認するものとし、優先交渉権者と和泉市との協議が整わない場合、又は事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点交渉権者と協議を行う。

また、優先交渉権者と市との協定締結協議が合意に至った後に正当な理由なく協定を締結しない場合で和泉市に損害が生じたときは、その費用を請求する場合がある。

12　失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）企画提案書が提出期間に提出されなかった場合

（２）提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合

（３）審査の公平性を害する行為があった場合

（４）選定委員会による審査に出席しなかった場合

13　提出書類の取扱い

（1）提出書類は、選定以外に使用しないものとする。

（2）提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（3）提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りでない。

（4）提出書類は、返却しない。

（5）提出された書類は、和泉市情報公開条例（平成 10 年和泉市条例第 32 号）の対象となります。

14　使用許可等申請の手続

広告モニター・番号表示システムの設置に当たっては、和泉市行政財産目的外使用許可の手続等を必要とする。

①　行政財産使用料

設置事業者として決定した者が提示した価格をもって年額使用料とする。

なお、使用料は年額を一括して使用許可書の交付とともに発行する納入通知書により、市が指定する期限までに納入するものとする。なお、使用料の下限は、仕様書のとおりとする。

②　電気料金

広告モニターの運用に係る電気料金は、設置事業者の負担とし、電気料金については設置機器の消費電力を基に市が積算した額とする。

15　その他実施上の留意事項

（1）提案する事業者が１者のみの場合においても、審査を行うものとする。

（2）提出書類の作成及び提出に要する費用等、本プロポーザルに関する費用は、提案する事業者の負担とする。

16　問合せ先

和泉市　総務部　総務管財室　庁舎・車両管理グループ

住所：〒594-8501　和泉市府中町二丁目７番５号

電話：0725-99-8105（直通）

電子メールアドレス：soumuka@city.osaka-izumi.lg.jp

17　添付資料

仕様書

機器配置状況（庁舎１階・２階、シティプラザ出張所）

1_参加申込書類等

- 様式 1-1　参加申込書
- 様式 1-2　参加条件確認書
- 様式 1-3　事業者概要及び業務実績等調書

2_質問書

3_提案書評価基準

4_企画提案書鑑等

- 様式 4-1　企画提案書鑑
- 様式 4-2　追加提案内容
- 様式 4-3　収支計画書参考例

5_辞退届